

三田市の組織及びその事務管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (組織の事務)</p> <p>第3条 部等が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>地域戦略室</u></p> <p>(1) 市民、事業者、行政が共に手を携えて、<u>ふるさとに誇りと愛着をもって進める協働のまちづくりを基本とした政策立案と総合調整</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>市の魅力の内外への発信と積極的でわかりやすい市政情報の提供</u></p> <p>(5) <u>だれもが移動しやすく、利便性の高い交通環境の実現</u></p> <p>危機管理課 省略 経営管理部 省略</p> <p><u>市民生活部</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される温かい社会の実現</u></p> <p>(7) <u>身近な行政サービス窓口の総合的で効率的な提供による市民の利便性の向上</u></p> <p>(8) <u>市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止、省エネルギーなど環境にやさしいまちづくり</u></p> <p>(9) <u>資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全</u></p>	<p>第1条～第2条 省略 (組織の事務)</p> <p>第3条 部等が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) 市民、事業者、行政が共に手を携えて進める協働のまちづくりを基本とした政策立案と総合調整</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 積極的でわかりやすい市政情報の提供</p> <p>危機管理課 省略 経営管理部 省略</p> <p><u>地域創生部</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>身近な行政サービス窓口の総合的で効率的な提供による市民の利便性の向上</u></p> <p>(7) <u>市の魅力の内外への発信とふるさとに誇りと愛着をもって培う都市ブランドの創出</u></p> <p>(8) <u>恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出</u></p> <p>(9) <u>魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり</u></p> <p>(10) <u>新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発展の確保</u></p> <p>(11) <u>農業、農村のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり</u></p> <p><u>子ども・未来部</u></p> <p>(1) <u>子どもの健やかな発育と安心して子どもの養育ができる環境の整備</u></p> <p>(2) <u>妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援環境の整備</u></p> <p>(3) <u>地域ぐるみで次代を担う子どもを育む環境づくりと地域における子どもの居場所づくり</u></p>

健康福祉部

- (1) 子どもや高齢者、障害者をはじめ、すべての市民が共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現
- (2) 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援環境の整備
- (3) 高齢者や障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしと必要に応じて充実した施設サービスが利用できる環境の整備
- (4) 健康の保持、増進のためのサービスや機会の提供等による生涯を通じた心と体の健康づくり
- (5) 適切な公的扶助制度の充実と市民皆保険制度による経済的な安心の確保

- (6) 子どもの健やかな発育と安心して子どもの養育ができる環境の整備と青少年の健全育成

地域振興部

- (1)～(4) 省略
- (5) 魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり
- (6) 恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出
- (7) 新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発展の確保
- (8) 農業、農村のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり

上下水道部 省略

第4条 省略

- (4) 待機児童の解消や保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの充実と幼児教育の推進

- (5) 青少年の健全育成と社会参加活動の促進

福祉共生部

- (1) 高齢者、障害者をはじめ、すべての市民が共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現

- (2) 高齢者や障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしと必要に応じて充実した施設サービスが利用できる環境の整備

- (3) 健康の保持、増進のためのサービスや機会の提供等による生涯を通じた心と体の健康づくり

- (4) 適切な公的扶助制度の充実と市民皆保険制度による経済的な安心の確保

- (5) 同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される温かい社会の実現

まちの再生部

- (1)～(4) 省略

- (5) だれもが移動しやすく、利便性の高い交通環境の実現

- (6) 市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止、省エネルギーなど環境にやさしいまちづくり

- (7) 資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全

上下水道部 省略

第4条 省略